

平成30年度

財政援助団体等監査報告書

三田市監査委員

三 監 第 115 号
平成 30 年 10 月 31 日

三 田 市 長 森 哲 男 様

三 田 市 監 査 委 員 島 康 雄

同 竹 本 昌 弘

財 政 援 助 団 体 等 監 査 報 告 書 の 提 出 に つ い て

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定に基づきその結果に関する報告書を提出します。

平成30年度 財政援助団体等監査報告書

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

次に掲げる補助事業者に対する主として平成29年度の財政援助に係る出納その他の事務の執行及びこれに対する財政援助等に係る部署

(1) 補助事業者 ※「」は補助事業名

ア 三田国際マスターズマラソン実行委員会

「三田国際マスターズマラソン開催事業補助金」

イ 郷の音・市民コンサート実行委員会

「郷の音・市民コンサート開催事業補助金」

ウ 三田市文化協会

「三田市文化協会運営補助金」

エ 三田市吹奏楽団

「三田市吹奏楽団運営補助金」

オ 三田市体育協会

「三田市体育協会事業補助金」

カ 三田市民オーケストラ

「三田市民オーケストラ運営補助金」

キ さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会

「さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金」

(2) 対象部署

ア 市民生活部市民文化室文化スポーツ課

第3 監査の目的と範囲

重要リスクに対する内部統制の整備状況及び運用状況等を監査して、その有効性を評価するとともに、財政援助に係る事務が関係法令等に準拠して、適正で効率的かつ効果的に行われているかについて、証ひょう書類等を突合する等監査手続を通じて検証することを目的とする。

第4 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を下記のとおり設定する。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 補助金の交付に係る事務処理が適切になされないリスク	<p>ア 補助金の交付に係る根拠規定はあるか。また、根拠規定において、補助事業の目的及び内容、補助事業者、補助金の額並びに補助金が充当できる経費は明確に規定されているか。</p> <p>イ 補助金の交付に係る交付決定、実績報告の審査及び確定通知等の一連の事務処理は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 補助金の確定前交付が行われているものについて、その必要性が認められるか。</p> <p>エ 補助事業者に対して、必要な指導監督等が適時に行われているか。</p>
(2) 補助事業者における事務処理が適切になされないリスク	<p>ア 補助金の交付に係る交付申請、実績報告等の一連の事務処理は、適正に行われているか。</p> <p>イ 所管部署に提出された補助金等の交付申請書、実績報告書等と補助事業者における事業計画書、予算書及び決算諸表等は整合しているか。また、実績報告書は補助事業の実施内容、効果等が確認できるようなものとなっているか。</p> <p>ウ 補助事業者における事務処理が適正に行われるように内部統制が構築されているか。</p>
(3) 補助金が補助事業以外の事業等に流用されるリスク	<p>ア 補助金が充当されている経費の領収書等の確認は適正に行われているか。</p> <p>イ 補助金が充当されている経費の内容は補助事業の目的、内容等に照らして適正なものとなっているか。</p>
(4) 補助事業の公益性、必要性、有効性、公平性等が失われているリスク	<p>ア 補助事業の内容に必要性、有効性、公平性等が認められるか。また、他の事業との重複、類似していないか。</p> <p>イ 補助金等見直しガイドライン（平成28年5月 財政課）に照らして適正なものとなっているか。</p>

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、関係資料の提出を求め、点検・照合するとともに、これまでの監査、検査、審査の結果を踏まえ、必要に応じて関係職員からの説明を聴取しました。

また、監査委員事務局職員による予備調査を実施する等の事前準備を行いました。

これらの実施に当たっては、監査の着眼点毎に、内部統制の整備状況及び運用状況確認の観点により監査手続を試査により実施するとともに、リスクの程度に応じ、試査により実証的監査手続を実施しました。

第6 監査の期間

平成30年5月1日から平成30年10月29日まで

第7 監査の結果

財政援助に係る出納その他の事務の執行については、法令等に基づき、概ね適正に処理されていると認められましたが、後述の勧告事項については、速やかに、その改善等の措置を講じてください。

なお、勧告事項は、監査開始時点のものです。

(注) 文中及び表中の計数(金額及び比率等)については、原則として、表示単位未満を四捨五入しています。
ただし、表示単位が千円であっても0円は「0円」と表示しています。
また、合計と内訳の計及び差引が一致しない場合があります。

1 三田国際マスタートーズマラソン開催事業補助金の概要

(1) 補助事業名

三田国際マスタートーズマラソン開催事業補助金

(2) 補助対象事業

実行委員会が実施する事業で、次に掲げるもの

ア 三田国際マスタートーズマラソン

イ 前号に掲げるもののほか、三田国際マスタートーズマラソンに付帯する事業で、市長が適当と認める事業

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

三田国際マスタートーズマラソン実行委員会

イ 目的

三田国際マスタートーズマラソンを開催するために必要な一切の準備、大会の総括運営にあたること

ウ 組織

三田市、三田市陸上競技協会、読売新聞大阪本社、三田市教育委員会、三田市議会、近畿マスタートーズ陸上競技連盟、兵庫マスタートーズ陸上競技連盟、県立有馬高等学校、三田警察署、兵庫県阪神北県民局、兵庫県教育委員会阪神教育事務所、三田市体育協会、兵庫六甲農業協同組合、三田市商店連合会等

エ 事務局

三田市市民生活部市民文化室文化スポーツ課

(4) 事業の実施状況

ア 開催日

回	開催日
第29回大会	平成29年12月17日
第28回大会	平成28年12月18日
第27回大会	平成27年12月20日

イ 開催場所

県立有馬高等学校をスタート・ゴールとする三田ハーフマラソンコース

ウ 申込者・出走者・完走者数 (単位：人)

回	申込者	出走者	完走者
第29回大会	5,383	4,543	4,152
第28回大会	5,212	4,446	4,028
第27回大会	5,346	4,582	4,207

エ 運営状況 (単位：人、社・団体)

回	大会スタッフ	コース警備	協賛
第29回大会	905	363	30
第28回大会	905	363	25
第27回大会	918	377	29

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

科目	補助の対象となる経費
役員・補助員費	スタッフジャンパー、スタッフ保険料等
招待選手費	ゲストランナー謝礼等
印刷費	募集要項、ポスター、プログラム等
役務費	新聞折り込み料、電話・郵便料等
会場運営費	会場・コース設営費、警備費、補修工事費等
歓迎費	食材料費、司会者謝礼等
実行委員会費	ホームページ管理運営費、事務消耗品等
その他特に市長が必要と認めるもの	

イ 補助金の支出状況 (単位：千円)

科目	支出額		
	第29回大会	第28回大会	第27回大会
会場運営費	4,500	4,000	4,000

(6) 勧告事項

ア 補助金額について

補助金割合が事業費の増減に応じて比例しておらず、事業費と補助金額が不均等となっているものがありました。

事業量の精査を行い、補助金額を予算の範囲内ではなく、率や定額化するなど明確化して歳出削減を検討してください。

イ 補助事業者における業務委託について

単独随意契約により実施されている委託業務において、その理由が不明確なものがありました。

適正な契約事務の履行を図るため、単独随意契約となる理由が明確となるよう指導してください。

2 郷の音・市民コンサート開催事業補助金の概要

(1) 補助事業名

郷の音・市民コンサート開催事業補助金

(2) 補助対象事業

郷の音・市民コンサート実行委員会が主催する、広く市民を対象に、音楽文化の向上を図ることを目的とした事業とし、次のいずれにも該当しないもの

ア 営利を目的とする事業

イ 特定の政治又は宗教活動を目的とした事業

ウ 事業の内容が公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの。

エ 事業の内容が暴力的集団と関係があるもの、又はそのおそれのあるもの。

オ 主たる開催場所が市内以外で実施される事業

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

郷の音・市民コンサート実行委員会

イ 目的

三田市の音楽文化向上を目的として開催する事業（コンサート等）の企画、運営にあたること

ウ 組織

三田女声コーラス、三田混声合唱団、三田市民オーケストラ、WING、麻の実コーラス、女声合唱団Stella、女声合唱団「花みずき」、三田市吹奏楽団、やまびこコーラス、三田少年少女合唱団、ウッディ・ムジカ、ウインドアンサンブルコスモス、三田市立ゆりのき台中学校吹奏楽部等

エ 事務局

郷の音・市民コンサート実行委員会代表宅

(4) 事業の実施状況

ア 開催日

事業名	平成29年度	平成28年度	平成27年度
シティ・フレッシュコンサート	平成29年4月2日	平成28年4月2日	平成27年4月5日
小学生のためのコーラス教室	平成29年8月1、8、22、28日	平成28年8月2、9、23、29、30日	平成27年8月6、11、18、26日
郷の音ジュニアコーラスフェスタ	平成30年2月18日	平成29年2月12日	平成28年2月14日
三田市吹奏楽フェスティバル	平成30年3月25日	平成29年3月19日	平成28年3月21日

イ 開催場所

事業名	平成29年度	平成28年度	平成27年度
シティ・フレッシュコンサート	郷の音ホール・小ホール		
小学生のためのコーラス教室	フラワータウン市民センター		
	視聴覚室・多目的ホール		多目的ホール他
郷の音ジュニアコーラスフェスタ	郷の音ホール・大ホール		
三田市吹奏楽フェスティバル	郷の音ホール・大ホール		

ウ 入場者・参加者

(単位：人)

事業名	平成29年度	平成28年度	平成27年度	備考
シティ・フレッシュコンサート	237	160	222	入場者数
小学生のためのコーラス教室	29	34	42	参加者数
郷の音ジュニアコーラスフェスタ	400	延べ683	延べ1,000	入場者数
三田市吹奏楽フェスティバル	不明	不明	1,000	観客

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

科目	補助の対象となる経費
報償費	審査員、司会、指揮・伴奏者等への謝金
消耗品・印刷費	募集チラシ用紙、印刷コピー代、会場飾り付け等
通信、運搬費	案内書送付、楽器運搬費等
保険料	事業実施にかかる団体損害保険料、イベント保険料
使用料	会場使用料（会場、備品、舞台・照明等専門スタッフにかかる人件費）及び会議開催に伴う会場費（ただし、参加者数に見合う範囲とする。）
その他特に市長が必要と認めるもの	

イ 補助金の支出状況

(単位：千円)

支出額	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	1,620	1,701	1,800

(6) 勧告事項

ア 補助金額について

補助金要綱では、「予算の範囲内」となっており、要綱上では問題はありませんでした。しかし、補助率が1/2を大きく超える割合となっている補助事業であるため、今後行う予定の補助金の見直し作業において、補助の必要性や補助金額の適正化について検討するようにしてください。

イ 補助金の交付手続きについて

三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」、同規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、補助対象事業費の内訳がわかる資料の提出を受けていないもの、領収書等の確認がなされていないもの、補助事業の実施に必要とした経費の内容の確認がなされていないものがありました。

これらの補助金については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置について検討して下さい。

ウ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

3 三田市文化協会運営補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市文化協会運営補助金

(2) 補助対象事業

市民の文化の向上と文化活動の普及振興を図り、文化社会の建設に寄与することを目的とした、三田市文化協会の運営に係る事業。

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

三田市文化協会

イ 目的

市民文化の向上と文化活動の普及振興を図り、文化社会の建設に寄与すること

ウ 組織

三田市謡曲連合、三田市音楽協会、三田市水墨画同好会、三田吟剣詩舞連盟、三田きりえフォーラム、花柳社中、三田市音楽協会、三田新舞踊協会、三田歌謡カラオケ協会、民謡あけみ会、MIKIOIフラ・サークル、三田市美術協会、和紙ちぎり絵（なごみ）、アメリカンシャドーボックスアートクラブ等

エ 事務局

三田市三田町29-14

(4) 事業の実施状況

ア 事業内容

- (ア) 三田市文化協会主催事業
- (イ) 三田市民文化祭
- (ロ) 三田市民文化祭一般参加事業の公募
- (ハ) 後援事業の支援 26件
- (ニ) 三田芸術文化協議会とのタイアップ事業
- (ホ) 三田市文化活動支援事業
- (ヘ) 文化協会会報の発行
- (ヘ) 三田カルタ、三田百景絵葉書、三田の里山絵葉書の販売
- (ケ) その他三田の文化振興に関わる事業
- (コ) 兵庫県阪神北県民局の事業への参加
- (サ) 運営に関する会議の開催
- (シ) 理事会の開催

※三田市からの業務委託事業を含む。

(5) 補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、市民の文化の向上と文化活動の普及振興を図り、文化社会の建設に寄与することを目的とした、三田市文化協会の運営に係る経費とする。ただし、慶弔費、食糧費（会議におけるお茶代は除く。）、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適當なものについては、対象としない。

イ 補助金の支出状況（単位：千円）

支出額	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	500	500	1,000

(6) 勧告事項

ア 補助金のあり方について

補助金等見直しガイドライン（平成28年5月財政課）において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。

については、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。

イ 実績報告時における確認について

補助金等交付に関する手引（平成9年10月財政課）において、原則として実績報告に係る「決算書又は清算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類（領収書の写し、決算書の支出科目明細など）を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。

については、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。

ウ 補助事業者における会計手続きについて

補助金の収入・支出にかかる調書（手続き書類）が個別に作成されていないことから、会計手続きの適否を確認することが出来ませんでした。

調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから、調書を作成するとともに、役割に応じた決裁等の手続きが行われるよう、補助事業者に対して指導してください。

エ 補助事業者における補助金の適正な執行について

三田市文化協会運営補助金交付要綱第3条において、「慶弔費、食糧費（会議におけるお茶代は除く。）、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適當なものについては、対象としない。」とされているにもかかわらず、対象とならない経費が含まれていました。また、補助金を原資とした積立・運用がなされるなど不適切な処理も見受けられました。

補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じ、今後の適正執行についての指導を行ってください。

4 三田市吹奏楽団運営補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市吹奏楽団運営補助金

(2) 補助対象事業

吹奏楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とした、三田市吹奏楽団の運営に係る事業。

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

三田市吹奏楽団

イ 目的

音楽を通じて団員の人格・教養を高めると共に、吹奏楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与すること

ウ 組織

団員は、当楽団の目的に賛同する良識ある三田市及び周辺地域在住の市民（原則として16歳以上）で構成。但し、理事会の承認を得た場合はこの限りではない。

組織は、理事会、演奏委員会、団員会、事務局、監査から構成

(4) 事業の実施状況

ア 開催日及び開催場所

事業名	開催日	開催場所
定期総会	平成29年4月23日	郷の音ホール 会議室
兵庫県吹奏楽連盟総会	平成29年4月29日	尼崎アルカイクホールミニ
第27回定期演奏会	平成29年6月11日	郷の音ホール
吹奏楽コンクール批評会	平成29年7月17日	郷の音ホール
吹奏楽コンクール 兵庫県大会	平成29年8月13日	姫路市文化センター
吹奏楽コンクール 関西大会	平成29年8月20日	姫路市文化センター
クリスマスコンサート	平成29年12月23日	郷の音ホール
吹奏楽フェスティバル	平成30年3月19日	郷の音ホール

(5) 補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、吹奏楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とした、三田市吹奏楽団の運営に係る経費とする。ただし、慶弔費、食糧費（会議におけるお茶代は除く。）、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適当なものについては、対象としない。

イ 補助金の支出状況

(単位：千円)

支出額	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	1,000	1,000	1,000

(6) 勧告事項

ア 補助金のあり方について

補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。

ついては、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。

イ 実績報告時における確認について

補助金等交付に関する手引(平成9年10月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は清算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。

ついては、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。

また、平成29年度の補助事業等実績報告書に添付されている事業実施の内容は補助金等交付申請書に添付されている事業計画とほぼ同じ内容であったにも関わらず、団体の活動報告書とは一部の内容及び標記が異なっていました。

活動報告は交付申請書との突き合わせだけでなく、実際の活動内容に応じて作成される必要があることから、慎重に確認してください。

ウ 物品の貸付け手続きについて

三田市会計事務規則第106条第5項において、物品管理者は第1項の規定により物品を貸し付ける場合においては、別に定めがあるもののほか、借受人から借用証書を徴取しなければならないとされているところ、借用証書の徴取手続きがなされないまま、物品の貸付けが行われているものがありました。

物品の貸付けについては適切な対応をしてください。

エ 補助事業者における会計手続きについて

補助金の収入・支出にかかる調書(手続き書類)が個別に作成されていないことから、会計手続きの適否を確認することが出来ませんでした。

調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから、調書を作成するとともに役割に応じた決裁等の手続きが行われるよう、補助事業者に対して指導してください。

オ 補助事業者における決算報告について

実績報告に添付されている決算報告書中の会場使用料欄に記載されている金額と今回提出のあった現金出納簿及び通帳収入支出推移表の合計金額を照合した結果、平成27年度と29年度において、金額が一致していないところがありました。

この差について精査するとともに、適切な処理を講じるように補助事業者に対して指導してください。

カ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

5 三田市体育協会事業補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市体育協会事業補助金

(2) 補助対象事業等

ア 補助金額

各種目協会あたり、上限6万円

(補助対象経費の1/2を交付。千円未満端数切捨て)

イ 補助対象事業

種目協会が実施する、各種目スポーツの競技力向上と競技人口の拡大を図る事を目的とした事業。

(日常の練習、国・県・市等の他の補助金対象となる事業は除く。)

(7) 広く市民を対象とした、競技種目体験講座(市委託のスポーツ教室を除く)

(1) 広く市民が参加できる大会(三田市長杯等)

(7) 指導者向け講習会

(1) 有名スポーツ選手等による講演会

(7) その他、特に市長が認める事業

「三田市体育協会補助金交付要綱に基づく補助金基準(平成23年4月1日施行)より抜粋」

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

三田市体育協会

イ 目的

市民の体位向上と健全な体育の振興を図り、文化社会の建設に寄与すること。

ウ 組織

次に掲げるものを加盟団体とする。

(7) 三田市内における、スポーツ各種目別に統轄し、アマチュアをもって組織する団体

(1) 三田市内におけるアマチュアスポーツを総合的に統轄する団体

エ 事務局

三田市のスポーツ所管課内(三田市市民生活部市民文化室文化スポーツ課)

(4) 事業の実施状況

ア 事業の実施

市民スポーツの推進及び市民の健康・体力・仲間づくりを図るとともに、各種目スポーツの競技力向上と競技人口の拡大を図っていくことを目的として、市体育協会をはじめ、各加盟種目協会において下記のとおり事業を実施する。

(7) 三田市総合体育大会の開催

- (イ) 市長杯（各種目）大会の開催
- (ロ) 各種目競技大会の開催
- (ハ) 各種目指導者の育成（講習会）
- (ニ) 各種目競技人口の拡大（教室）
- (ホ) レクリエーションスポーツの推進

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

「(2)補助対象事業等 イ補助対象事業」実施にかかる

事務費、通信費、印刷費、消耗品費、報償費、保険料、会場使用料など

※食糧費、慶弔費、泊付視察費、基金積立金、市体協への加盟登録金は対象外

〔三田市体育協会補助金交付要綱に基づく補助金基準（平成23年4月1日施行）より抜粋〕

イ 補助金の支出状況

（単位：千円）

支出額	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	1,476	1,515	1,547

(6) 勧告事項

ア 補助事業者における会計手続きについて

同会規約上、会計処理に関する事項が規定されていないが、収入・支出に係る内部決裁行為は行われ、複数人での確認はされていましたが、関係調書の紛失が見受けられました。

手続き方法等の整備を検討するとともに、調書は補助金等に対する根拠となる証拠書類であることから、保管方法の整備を検討するように補助事業者に対して指導してください。

また、収入・支出に係る事務処理において、一括で収入調書が作成されているものや、支出調書の決裁日と支出日に齟齬が生じているものがありました。

調書は、適正な補助金の執行の証拠書類となることから、適正に作成を行うように補助事業者に対して指導してください。

イ 補助事業者における会計処理について

三田市体育協会補助金交付要綱に基づく補助基準において補助対象とならないとされている経費や補助対象年度とならない日付の領収書等が補助対象経費として含まれていました。

適正な執行の観点から、算定根拠を明確にするるとともに、提出された証拠書類について不適切な経費が含まれていないか再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じ、今後の適正執行についての指導を行ってください。

なお、証拠書類において、消せる筆記具で記載されているものも見受けられました。

補助金執行の証拠書類となるものであることから、適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。

ウ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

6 三田市民オーケストラ運営補助金の概要

(1) 補助事業名

三田市民オーケストラ運営補助金

(2) 補助対象事業

音楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とした、三田市民オーケストラの運営に係る事業。

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

三田市民オーケストラ

イ 目的

音楽を通じて団員の人格・教養を高めるとともに、三田市および周辺地域住民の文化の発展に貢献すること

ウ 組織

構成員は、目的に賛同する良識のある三田市および周辺地域在住の住民（原則として18歳以上）で構成する。ただし、役員会の承認を得た人はこの限りでない。

組織は、総会、役員会、運営委員会、演奏委員会、選曲委員会から構成

(4) 事業の実施状況

ア 開催日及び開催場所

(単位：人)

事業名	開催日	開催場所	観客動員等
合宿	平成29年9月9～10日	嬉野台生涯学習センター	52
第19回定期演奏会	平成29年10月8日	郷の音ホール 大ホール	600
ファミリーコンサート2018	平成30年3月18日	郷の音ホール 大ホール	646

(5) 補助の対象となる経費及び補助金

ア 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、音楽を通じて三田市の市民文化活動の向上に寄与することを目的とした、三田市民オーケストラの運営に係る経費とする。ただし、慶弔費、食糧費(会議におけるお茶代は除く。)、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適当なものについては、対象としない。

イ 補助金の支出状況

(単位：千円)

支出額	平成29年度	平成28年度	平成27年度
	550	550	550

(6) 勧告事項

ア 補助金のあり方について

補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。

については、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。

イ 補助金額について

補助金交付要綱では「予算の範囲内」となっており、要綱上では問題はありませんでした。しかし、補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、補助対象経費に占める補助金額の割合は原則として1/2以下とされ、1/2を超えるものについては、行政関与の必要性に応じた負担割合であることの妥当性が求められているところ、当該補助事業における補助割合は1/2を大きく超える割合となっていました。

については、今後行う予定の補助金の見直し作業において、補助の必要性や補助金額の適正化について検討してください。

ウ 補助金の確定前交付について

三田市補助金等交付規則第14条において「市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後に、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」と規定されているところ、補助事業者において年間を通じて自己資金を有しているにもかかわらず、補助金等の額の確定前に交付決定額の全額を交付(以下「確定前交付」という。)しているものがありました。

確定前交付については、交付決定額の90%以内において2回を超えない範囲内を原則とされていることから、交付決定額の全額を確定前交付する必要性について検討してください。

エ 実績報告における確認について

三田市補助金等交付規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、補助対象団体側の決算資料と一致しない実績報告書が提出されていたもの、領収書等の確認がなされていないものがありました。

これらの補助金については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置について検討して下さい。

オ 補助事業者における会計処理について

団体の会計報告書類と金銭出納帳との間で一致しない箇所がありました。

金銭の出納に係る書類について適正に作成するように補助事業者に対して指導してください。

カ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

7 さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金の概要

(1) 補助事業名

さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金

(2) 補助対象事業

実行委員会（さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会）が行うフェスタ開催事業

(3) 補助対象団体等

ア 対象団体

さんだノルディック・ウォーキングフェスタ実行委員会

イ 目的

三田市が推進するノルディック・ウォーキングの普及に係るイベントを実施するために、必要な一切の調整、準備、広報、プロモーション活動等の総合企画及び運営にあたること

ウ 組織

構成員は、三田市スポーツ推進委員会、池田泉州銀行、湊川短期大学、神姫バス株式会社、三田市で構成

組織は、委員長、副委員長、幹事から構成

エ 事務局

三田市役所内のスポーツ推進を所管する課（三田市市民生活部市民文化室文化スポーツ課）

(4) 事業の実施状況

ア 開催日

年度	開催日
平成29年度	平成30年3月4日
平成28年度	平成29年3月5日

イ 開催場所

県立有馬富士公園をスタート・ゴールしたウォーキングフェスタ

ウ 事前申込者・当日参加者（単位：人）

年度	事前申込者	当日参加者
平成29年度	487	463
平成28年度	293	280

(5) 補助の対象となる経費及び補助金の支出状況

ア 補助の対象となる経費

科目	補助の対象となる経費
広報・印刷費	ホームページ管理運営費、募集チラシ・ポスター等印刷物
歓迎費	参加賞、食材料費等
役務費	新聞折り込み料、電話料金、郵便代、運搬料等
保険料	大会に係るスタッフ保険料
スタッフ・補助費	謝礼等（司会者、看護師、指導者等）
大会運営費	会場使用料、看板制作費、各種レンタル費（携帯電話、ガスサービス等）、大会に要する物品・資材費、音響・会場設営費及び警備員委託費
会議費	事務消耗品等
その他特に市長が必要と認めるもの	

イ 補助金の支出状況 (単位：円)

支出額	平成29年度	平成28年度
	948,952	2,055,853.

(6) 勧告事項

ア 補助金の交付について

三田市補助金等交付規則第14条ただし書「ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」に基づき交付がなされているものの、多額の返還金が生じていることから、補助金の交付に当たっては、多額の返還見通しが生じないよう事業量を適正に見積もってください。

イ 補助事業者における会計処理について

収入・支出に係る内部決裁行為及び複数人での確認は行われているものの、同実行委員会規約上、会計処理にかかる手続きに関する事項が規定されていませんでした。

手続き方法等の整備を検討するように補助事業者に対して指導してください。

ウ 補助事業者における事務処理について

三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」、同規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、算定根拠が不明確なものや委託にかかる選定理由が不明なものがあり、支出の適正性が判断できないものがありました。

適正な補助金等の執行の観点から、算定根拠を明確にするなど適切な執行に努めるように補助事業者に対して指導してください。

また、証拠書類においても、消せる筆記具で記載されているものが見受けられました。

補助金の適正執行の根拠となるものであることから、適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。

エ 補助事業者における参加者負担金について

大会参加者に対して求めている負担金について、負担額の根拠となる資料がないこと及びその取扱い方法などが規定されていませんでした。

算定根拠を明確にするとともに、必要事項は適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。

オ 補助事業者における源泉徴収について

所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。

報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	1
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田国際マスターズマラソン開催事業補助金		
勧告事項	<p>【補助金額について】 補助金割合が事業費の増減に応じて比例しておらず、事業費と補助金額が不均等となっているものがありました。 事業量の精査を行い、補助金額を予算の範囲内ではなく、率や定額化するなど明確化して歳出削減を検討してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金に比して、事業費が大きいことから、歳出削減は難しいと考えるが、引き続き検討したい。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	2
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田国際マスターズマラソン開催事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における業務委託について】 単独随意契約により実施されている委託業務において、その理由が不明確なものがありました。 適正な契約事務の履行を図るため、単独随意契約となる理由が明確となるよう指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	事業の性格から単独随意契約はやむを得ない場合も考えられるが、単独随意契約の場合はその理由が明確になるよう指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	3
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	郷の音・市民コンサート開催事業補助金		
勧告事項	<p>【補助金額について】 補助金要綱では「予算の範囲内」となっており、要綱上では問題はありませんでした。しかし、補助率が1/2を大きく超える割合となっている補助事業であるため、今後行う予定の補助金の見直し作業において、補助の必要性や補助金額の適正化について検討するようにしてください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金の適正な運用については、補助金の見直し時に必要な措置を講じます。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	4
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	郷の音・市民コンサート開催事業補助金		
勧告事項	<p>【補助金の交付手続きについて】 三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」、同規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、補助対象事業費の内訳がわかる資料の提出を受けていないもの、領収書等の確認がなされていないもの、補助事業の実施に必要とした経費の内容の確認がなされていないものがありました。 これらの補助金については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置について検討して下さい。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金の交付手続きにおいては、三田市補助金交付規則に則り、実績報告・事業決算書について、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定することに怠りがないよう事務を改善いたします。 今回の指摘の補助事業については、確定済の補助金について再度関係資料の提出を受け、額の適否の点検を実施いたします。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

＜留意事項＞

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	5
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	郷の音・市民コンサート開催事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。 報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助事業者における源泉徴収については、報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	6

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市文化協会運営補助金
勧告事項	<p>【補助金のあり方について】 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。 ついては、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助金の適正な運用については、補助金の見直し時に必要な措置を講じます。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	7

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市文化協会運営補助金
勧告事項	<p>【実績報告時における確認について】</p> <p>補助金等交付に関する手引(平成9年10月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は清算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。</p> <p>については、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助金の交付手続きにおいては、三田市補助金交付規則に則り、実績報告・事業決算書について、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定することに怠りがないよう事務を改善いたします。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	8
監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市文化協会運営補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における会計手続きについて】 補助金の収入・支出にかかる調書(手続き書類)が個別に作成されていないことから、会計手続きの適否を確認することが出来ませんでした。 調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから、調書を作成するとともに、役割に応じた決裁等の手続きが行われるよう、補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助事業者に対して会計手続きとして、補助金の収入・支出にかかる調書を個別に作成するとともに、役割に応じた決裁等の手続きを行い適正な補助金執行の証拠資料を整備するよう指導します。		
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	9

監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市文化協会運営補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における補助金の適正な執行について】 三田市文化協会運営補助金交付要綱第3条において、「慶弔費、食糧費（会議におけるお茶代は除く。）、泊付の視察費、基金積立金など、公費負担が不適当なものについては、対象としない。」とされているにもかかわらず、対象とならない経費が含まれていました。また、補助金を原資とした積立・運用がなされるなど不適切な処理も見受けられました。</p> <p>補助金の交付については、再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じ、今後の適正執行についての指導を行ってください。</p>
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	法令や三田市文化協会運営補助金交付要綱等に基づいて、不適切な支出が生じた箇所について適切な処理を行う旨指導します。また、不適切な処理が行われた場合は、補助金の返還命令等厳しく指導を行います。
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	10
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金		
勧告事項	<p>【補助金のあり方について】</p> <p>補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。</p> <p>については、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金の適正な運用については、補助金の見直し時に必要な措置を講じます。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		30

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金
勧告事項	<p>【実績報告時における確認について】</p> <p>補助金等交付に関する手引(平成9年10月財政課)において、原則として実績報告に係る「決算書又は清算書」には、補助対象経費の支出状況が確認できる書類(領収書の写し、決算書の支出科目明細など)を添付させて実績報告の内容を審査しなければならないものとされているところ、領収書の写し等を用いての確認がなされていませんでした。</p> <p>については、実績報告の内容審査については領収書の写し等を用いて実施してください。</p> <p>また、平成29年度の補助事業等実績報告書に添付されている事業実施の内容は補助金等交付申請書に添付されている事業計画とほぼ同じ内容であったにも関わらず、団体の活動報告書とは一部の内容及び標記が異なっていました。</p> <p>活動報告は交付申請書との突き合わせだけでなく、実際の活動内容に応じて作成される必要があることから、慎重に確認してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助金の交付手続きにおいては、三田市補助金交付規則に則り、実績報告・事業決算書について、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定することに怠りがないよう事務を改善いたします。また、補助事業者に対しては、適正な活動報告を提出するよう指導して行きます。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	12
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金		
勧告事項	<p>【物品の貸付け手続きについて】 三田市会計事務規則第106条第5項において、物品管理者は第1項の規定により物品を貸し付ける場合においては、別に定めがあるもののほか、借受人から借用証書を徴取しなければならないとされているところ、借用証書の徴取手続きがなされないまま、物品の貸付けが行われているものがありました。 物品の貸付けについては適切な対応をしてください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	三田市会計事務規則に則り、借用証書等の徴取手続きを実施したうえで物品の貸付けを行うよう遺漏のないよう適切な事務を行うよう改善します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	13
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における会計手続きについて】 補助金の収入・支出にかかる調書(手続き書類)が個別に作成されていないことから、会計手続きの適否を確認することが出来ませんでした。 調書は、適正な補助金執行の証拠資料となることから、調書を作成するとともに役割に応じた決裁等の手続きが行われるよう、補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助事業者に対して会計手続きでの、補助金の収入・支出にかかる調書を個別に作成し、役割に応じた決裁等の手続きを行う等、適正な補助金執行の証拠資料を整備するよう指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	14
監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における決算報告について】 実績報告に添付されている決算報告書中の会場使用料欄に記載されている金額と今回提出のあった現金出納簿及び通帳収入支出推移表の合計金額を照合した結果、平成27年度と29年度において、金額が一致していないところがありました。 この差について精査するとともに、適切な処理を講じるように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	<p>現金出納簿及び通帳収入支出は適合するよう、補助事業者に指導します。 また、指摘の補助事業については、補助事業者の資料を精査したうえで適切な処理の方法について検討します。</p>		
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	15

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市吹奏楽団運営補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。 報酬・料金等の支払に当たっては源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導します。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	16

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市体育協会事業補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における会計手続きについて】 同会規約上、会計処理に関する事項が規定されていないが、収入・支出に係る内部決裁行為は行われ、複数人での確認はされていましたが、関係調書の紛失が見受けられました。 手続き方法等の整備を検討するとともに、調書は補助金等に対する根拠となる証拠書類であることから、保管方法の整備を検討するように補助事業者に対して指導してください。 また、収入・支出に係る事務処理において、一括で収入調書が作成されているものや、支出調書の決裁日と支出日に齟齬が生じているものがありました。 調書は、適正な補助金の執行の証拠書類となることから、適正に作成を行うように補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	関係調書の紛失が無いよう保管方法の整備を実施するよう指導し、調書についても、適正に作成を行うよう指導します。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	17

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市体育協会事業補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における会計処理について】 三田市体育協会補助金交付要綱に基づく補助基準において補助対象とならないとされている経費や補助対象年度とならない日付の領収書等が補助対象経費として含まれていました。 適正な執行の観点から、算定根拠を明確にするとともに、提出された証拠書類について不適切な経費が含まれていないか再度法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じ、今後の適正執行についての指導を行ってください。 なお、証拠書類において、消せる筆記具で記載されているものも見受けられました。 補助金執行の証拠書類となるものであることから、適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>法令や要綱等に照らし合わせ、不適切な支出が生じていた場合は適切な処理を講じ、今後の適正執行についての指導を行います。 なお、証拠書類において、適正に記載するように指導します。</p>
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	18
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市体育協会事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。 報酬・料金等の支払に当たっては源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	19

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金
勧告事項	<p>【補助金のあり方について】 補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、団体運営補助には、その団体が自立するまでの一定期間経済的援助をする性質のものがあり、このような補助については、段階的な減額や終期の設定等により、団体の自立を促す必要がある場合や団体の公益性のある活動事業に対して、個別の事業補助へ切替えが可能な場合もあり、これらを踏まえて性質等に応じて課題の有無を検証して、適正化を図る必要があるとされています。 ついては、これらを斟酌し、事業の適正化を図るため、見直しを速やかに講じるよう努めてください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助金の適正な運用については、補助金の見直し時に必要な措置を講じます。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	20
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金		
勧告事項	<p>【補助金額について】 補助金交付要綱では「予算の範囲内」となっており、要綱上では問題はありませんでした。しかし、補助金等見直しガイドライン(平成28年5月財政課)において、補助対象経費に占める補助金額の割合は原則として1/2以下とされ、1/2を超えるものについては、行政関与の必要性に応じた負担割合であることの妥当性が求められているところ、当該補助事業における補助割合は1/2を大きく超える割合となっていました。</p> <p>については、今後行う予定の補助金の見直し作業において、補助の必要性や補助金額の適正化について検討してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金額については、補助金の見直し時に必要な措置を講じます。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	21

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金
勧告事項	<p>【補助金の確定前交付について】 三田市補助金等交付規則第14条において「市長は、前条の規定により補助金等の額を確定した後、補助金等を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」と規定されているところ、補助事業者において年間を通じて自己資金を有しているにもかかわらず、補助金等の額の確定前に交付決定額の全額を交付(以下「確定前交付」という。)しているものがありました。</p> <p>確定前交付については、交付決定額の90%以内において2回を超えない範囲内を原則とされていることから、交付決定額の全額を確定前交付する必要性について検討してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助金の確定前交付については、三田市補助金等交付規則に則り、補助事業者の自己資金の状況を勘案しながら、来年度より交付決定額の90%以内の範囲で確定前交付を行います。
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	22

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金
勧告事項	<p>【実績報告における確認について】 三田市補助金等交付規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、補助対象団体側の決算資料と一致しない実績報告書が提出されていたもの、領収書等の確認がなされていないものがありました。 これらの補助金については、再度、実績報告の審査及び補助金等の額の確定を行う等しかるべき措置について検討して下さい。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>三田市補助金等交付規則に則り、補助対象事業費の内訳がわかる資料や領収書等の提出を受けたうえで補助金の額を確定することに怠りがないよう事務を改善いたします。</p> <p>また、決算資料や実績報告は、事業者の実績と整合したものであることが前提であるため、適正な報告をするよう指導します。</p>
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
	30	23

監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における会計処理について】 団体の会計報告書類と金銭出納帳との間で一致しない箇所がありました。 金銭の出納に係る書類について適正に作成するように補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	補助事業者に対して、会計処理における金銭の出納に係る書類について、適正に作成するよう指導します。
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

<留意事項>

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	24
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	三田市民オーケストラ運営補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。 報酬・料金等の支払に当たっては源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	25
監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金		
勧告事項	<p>【補助金の交付について】 三田市補助金等交付規則第14条ただし書「ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金等の額の確定前であっても補助金等の全部又は一部を交付することができる。」に基づき交付がなされているものの、多額の返還金が生じていることから、補助金の交付に当たっては、多額の返還見通しが生じないよう事業量を適正に見積もってください。</p>		
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	補助金の交付に当たっては、多額の返還見通しが生じないよう事業量を適正に見積もります。		
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	26
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における会計処理について】 収入・支出に係る内部決裁行為及び複数人での確認は行われているものの、同実行委員会規約上、会計処理にかかる手続きに関する事項が規定されていませんでした。 手続き方法等の整備を検討するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	会計処理にかかる手続きに関する事項は、実行委員会規約に無いものの、決裁等で確認を行っているが、手続き方法等の整備を実施していくよう指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年度	番号
		30

監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課
補助事業名	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金
勧告事項	<p>【補助事業者における事務処理について】</p> <p>三田市補助金等交付規則第3条において「市長は、毎年度予算の範囲内で、補助事業等の実施に必要な経費の全部又は一部を補助するものとする。」、同規則第12条第1項において「市長は、前条の規定による報告を受けたときは、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合するかどうかを審査しなければならない。」と規定されているところ、算定根拠が不明確なものや委託にかかる選定理由が不明なものがあり、支出の適正性が判断できないものがありました。</p> <p>適正な補助金等の執行の観点から、算定根拠を明確にするなど適切な執行に努めるように補助事業者に対して指導してください。</p> <p>また、証拠書類においても、消せる筆記具で記載されているものが見受けられました。</p> <p>補助金の適正執行の根拠となるものであることから、適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。</p>
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知
改善措置内容	<p>算定根拠を明確にするなど適切な執行に努めるように補助事業者に対して指導します。</p> <p>また、証拠書類においても、適正に記載するよう指導します。</p>
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表

＜留意事項＞

- ※担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	28
監査結果 報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における参加者負担金について】 大会参加者に対して求めている負担金について、負担額の根拠となる資料がないこと及びその取扱い方法などが規定されていませんでした。 算定根拠を明確にするとともに、必要事項は適正に記載するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置 通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	負担額の根拠となる資料がないこと及びその取扱い方法などを明確にするとともに、必要事項は適正に記載するように補助事業者に対して指導します。		
改善措置 公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

	整理番号	年度	番号
		30	29
監査結果報告日	平成30年10月31日 監査結果報告		
対象監査	平成30年度財政援助団体等監査		
対象部署等	市民生活部市民文化室文化スポーツ課		
補助事業名	さんだノルディック・ウォーキングフェスタ事業補助金		
勧告事項	<p>【補助事業者における源泉徴収について】 所得税法第6条において「第28条第1項(給与所得)に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで(源泉徴収)に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。」とされているとともに、この給与等支払をする者については、人格のない社団・財団も含まれるとされているところ、補助事業者から同法第204条第1項第5号に規定する報酬・料金(講演者等の報酬等)を支払されているものがありました。 報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導してください。</p>		
改善措置通知日	平成30年11月20日 改善措置通知		
改善措置内容	報酬・料金等の支払に当たって源泉徴収の遺漏が生じないよう報酬・料金等の支払に当たっては税務署に照会等するように補助事業者に対して指導します。		
改善措置公表日	平成30年12月3日 改善措置公表		

<留意事項>

※担当課は太枠欄のみ記入してください。

※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。

※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。

※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。

※本通知票は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。